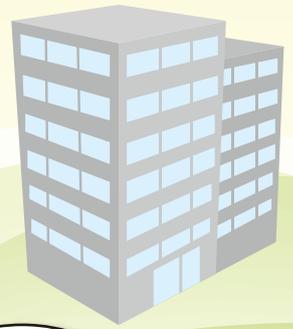


不動産担保活用型 提携保証制度



中小企業・小規模事業者が有する不動産担保を有効活用し、資金調達の円滑化に寄与する制度です。(※1,2)

制度の特徴ならびに利用メリット

担保評価額が保証承諾金額の**80%以上**で
利用可能です！
ただし、担保設定順位が信用保証協会第1順位であることが必要です。

(例)担保評価額が800万円の場合 ⇒ 1,000万円

担保評価額が1億6,000万円以上の場合 ⇒ **最大2億円**の保証承諾が可能に!!

不動産担保を最大限有効活用できます！

(信用保証協会の担保掛目は金融機関と比べ相対的に穏やかとなっているため)

長期取組(最長30年)が可能で、
資金繰りの安定を図ることができます！

詳細については、裏面【保証期間】をご確認ください。

『不動産担保活用型提携保証制度』の詳細について

保証対象

和歌山県内に事業所を有し、信用保証協会の保証対象となる事業を営む中小企業・小規模事業者。なお、個人は確定申告が青色申告の方。

資格要件

次のすべての資格要件を満たす中小企業・小規模事業者であり、申込金融機関が推薦する先で、償還能力があると認められる方。

1. 業歴を1年以上有すること。
2. 営業上必要な許認可等を有し、適法に事業を営んでいること。
3. 納期限の到来した税金（所得税・法人税・事業税等）について滞納がないこと。
4. 信用保証協会付き融資について延滞等の債務不履行がないこと。
5. 信用保証協会の求償権先で、信用保証協会に対する求償債務が残っていないこと。
6. 法人については(a)、個人については(a)、(b)のいずれかに該当
(a)申込直前期の確定決算に於けるCRD(中小企業信用リスクデータベース)を活用した保証料区分が第4区分以上であること。
(b)申込直前の申告において申告所得100万円以上計上していること。

保証限度額

2億円

資金用途

事業資金

保証期間

20年以内（一括返済の場合 1年以内）
※建物新築資金の場合 30年以内

貸付形式

証書貸付または手形貸付

返済方法

均等分割返済または一括返済
ただし、据置期間は1年以内とし、据置後は均等分割返済とする。

連帯保証人

原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しない。
※ただし、申込金融機関にて経営者保証を不要とし、かつ担保保全がないプロパー融資残高あり、一定の財務要件を充足している場合は、法人代表者の連帯保証人も不要とする取扱いも可能。

物的担保

不動産担保を必要とする。(条件担保も可)
なお、当該不動産に係る担保評価額(信用保証協会所定の評価方法に基づく)が保証承諾金額の80%以上を有し、担保設定順位が信用保証協会第1順位であることを要する。
(条件担保の場合も同様に金融機関の設定順位が1番であり、かつ、信用保証協会優先充当に限る。)

貸付利率

金融機関所定の利率

保証料率

保証料区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率(%)	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35

上記料率は、有担保割引適用後の料率を表示 ※別途、会計参与設置会社割引0.1%は利用可能。

取扱金融機関

覚書締結金融機関

金融機関のみなさまへ

- ・申込書類の送付については、一般保証申込書類一式(登記簿謄本や公函など担保設定に必要な資料を含む)と併せて「支店長推薦書・資格要件確認書」の提出をお願いします。
- ・「支店長推薦書・資格要件確認書」は当協会ホームページ(金融機関専用)に掲載しております。適宜ダウンロードの上、ご活用ください。
- ・適用保険種別について、一般関係保険枠の『普通保険』を適用します。